

平成26年8月29日
自動車局

自賠責があなたと家族を守ります

(平成26年度自賠責制度広報・啓発の実施について)

自動車損害賠償責任保険・共済(以下「自賠責保険・共済」という。)は、交通事故が発生した際の加害者の被害者に対する基本的な対人賠償確保するため、道路を走る全てのクルマ・バイクに加入が義務付けられている強制・共済制度です。しかし、有効期限切れ等によって自賠責保険・共済に加入していない無保険・無共済車による交通事故が依然として発生しており、その結果、加害者は処罰・処分の対象となるばかりではなく、多額の賠償金を自己負担することとなり被害者への損害賠償にも困難をきたすこととなります。

このため、国土交通省では、例年9月を「自賠責制度広報・啓発期間」として、自賠責制度の重要性・役割、無保険・無共済車運行の違法性や、被害者とその家族だけでなく損害賠償により加害者家族も苦しむ結果になるといった悲惨さ等を訴求し、自賠責保険・共済への加入促進を図るための広報・啓発活動を行っております。

今年度は「自賠責があなたと家族を守ります」の標語の下、下記により自賠責制度広報・啓発事業を実施することとしましたので、お知らせします。

1. 期間

平成26年9月1日(月)～9月30日(火)までの1ヶ月間

2. 主な実施事項

(1) ポスター掲示・リーフレット配布

別紙のポスター約11万枚、自賠責制度の概要・意義を紹介するリーフレット約97万枚を印刷し、各関係機関・団体、協力頂ける公共交通機関、学校等において掲示、配布します。

(2) WEB活用による訴求機会拡大

特にバイクユーザーの多い若年層・青年層に対する周知を行うため、今年度はプレス配信サービス会社の利用による大手ポータルサイト等へプレス配信・記事掲載による訴求機会拡大を実施します。

(3) 関係業界等と連携した街頭広報活動の実施

各運輸支局において、地域の損害保険会社、代理店等と共同で街頭における自賠責制度の広報・啓発を実施します。

3. 内容

(1) 自賠責保険・共済への加入促進、無保険・無共済車運行の違法性の周知

自賠責保険・共済は、自動車損害賠償保障法により道路を走る全てのクルマ・バイクに対して加入が義務付けられていることから、クルマ・バイクの所有者を対象として、無保険・無共済車運行の違法性、自己負担により損害賠償した場合の悲惨さ等を訴え、その加入の促進を図ります。

また、自賠責保険・共済のステッカー貼り替え忘れが多い現況を踏まえ、ステッカー貼り替え忘れに対する注意喚起も併せて実施します。

(2) 自賠責制度に関する認識度の向上

万一交通事故の当事者となった場合における各種の被害者救済対策等も紹介することで、クルマ・バイクの所有者のみならずその家族も含めた国民全体に対し、自賠責制度の認識度の向上を図ります。

4. 主催：自賠責広報協議会（構成機関及び団体は、以下のとおり。）

国土交通省、内閣府、警察庁、金融庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、自動車安全運転センター、独立行政法人自動車事故対策機構、軽自動車検査協会、一般社団法人日本損害保険協会、一般社団法人外国損害保険協会、全国共済農業協同組合連合会、日本再共済生活協同組合連合会、全国自動車共済協同組合連合会、全国トラック交通共済協同組合連合会、一般社団法人日本自動車工業会、一般社団法人全国軽自動車協会連合会、一般社団法人日本二輪車普及安全協会、一般財団法人全日本交通安全協会、公益財団法人日本道路交通情報センター、一般社団法人日本自動車販売協会連合会、一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会、一般社団法人日本損害保険代理業協会 の7府省18団体で構成

5. 参考

(1) 平成25年の交通事故発生状況（出典：警察庁交通局）

発生件数	62万9,021 件
負傷者数	78万1,494 人
死者数	4,373 人

当該ドメインは、令和4年4月1日をもって運用を停止しました。
当該日以降は国土交通省のものはありませんのでご注意ください。

(2) 自賠責制度の詳細はこちらをご覧ください。 <http://www.jibai.jp>

または [自賠責保険ポータルサイト](#) で検索

(3) ポスター・リーフレットの高画質画像はこちらからご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000177.html

《問い合わせ先》

国土交通省自動車局保障制度参事官室 曾根、高山
電話 03-5253-8111 代表（内線 41516、41543）
直通 03-5253-8585 FAX 03-5253-1638

自賠責があなたと家族を守ります



自賠責保険(共済)なしでの運行は法令違反です!

チェックしてください! 自賠責の有効期限



排気量250cc以下のバイク(原付を含む)はナンバープレートのステッカーの有効期限をチェック。(ステッカーの色は、有効期限年ごとに異なります)



自動車及び排気量250ccを超えるバイクは車検ステッカーの有効期限をチェック。

ステッカーの貼替え忘れにご注意ください!! ステッカーを貼らずに運行したり、有効期限切れステッカーを表示することも法令違反です!

自賠責って?

「自賠責」は、交通事故の被害者を救済するとともに、万が一加害者となった場合に備えるための制度です。もしも、「自賠責」に加入しないまま事故を起こすと、多額の損害賠償金を、金額自己負担しなければなりません!

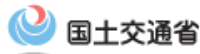
自賠責は強制です!でも、簡単に入れます!

各損害保険会社・共済協同組合をはじめ、クルマ・バイクの販売店などの代理店でも、簡単な手続きで加入できます! 250cc以下のバイクなら、一部のコンビニや郵便局、インターネットでも、簡単な手続きで加入できます!

詳しくは... <http://www.jibai.jp> (携帯からも見られます)



無保険(共済)車・無車検車を見つけたら... http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk5_000012.html (携帯からも見られます)



一般社団法人 日本損害保険協会 一般社団法人 外国損害保険協会 一般社団法人 日本損害保険代理業協会 JA共済 全労済 全自共 交協連

自賠責保険・自賠責共済

当該ドメインは、令和4年4月1日をもって運用を停止しました。当該日以降は国土交通省のものではありませんのでご注意ください。

ご存じですか、自賠責のこと——。

◆ 自賠責制度とは…

自賠責保険・共済は、「交通事故被害者を救済する基本的な対人賠償の確保」と、万一あなたやあなたが交通事故の加害者になってしまった場合の経済的負担を補う「制度」です。
クルマやバイク（原動機付自転車を含む）1台ごとに、加入が義務づけられています。

◆ もし自賠責保険・共済に加入していなかったら…

- ①多額の賠償金を全額自己負担することになります。
- ◆死亡事故による自賠責保険金支払額平均2400万円
- ②加害者が支払えない場合は、被害者救済のため国が一時的に立替払いしますが、全額加害者よりお返し頂きます。
- ◆国の立替払いは、右記自賠責限度額の範囲内となります。

○ 保険料・共済掛金(各社一律同額)

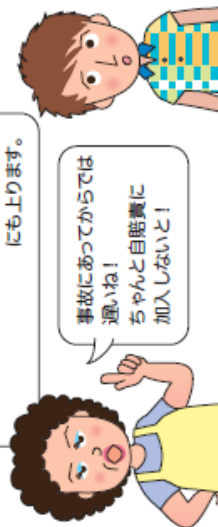
	60ヵ月	48ヵ月	36ヵ月	24ヵ月	12ヵ月
自家用専用自動車		39,120	27,840	16,350	
軽自動車 (検査対象車)		36,920	26,370	15,600	
小型二輪自動車 (250cc超)		18,020	13,640	9,180	
軽二輪自動車 (125~250cc)	28,060	23,560	18,970	14,290	9,510
原動機付自転車 (125cc以下)	17,330	14,890	12,410	9,870	7,280

(平成26年9月現在) (出典：警察庁交通局)

◆ 交通事故の被害者数は…

交通事故は年間に63万半近く発生し、死傷者数も78万人を超えています。
あなたが事故にあう前に、大切な「自賠責」のこと、知っておいてください。

- 交通事故の発生状況(平成25年)は、
 - ・発生件数：62万9,021件
 - ・負傷者数：78万1,494人
 - ・死者数：4,373人
 にも上ります。



「自賠責」への加入は、クルマやバイクを持つ、すべての人の義務です。

◆ 自賠責の限度額は…

交通事故の損害の状況に応じて、被害者1人ごとに保険金・共済金が支払われます(支払限度額が決まっています)。

交通事故の被害者は、加害者が自賠責保険・共済に加入している損害保険会社・共済協同組合に対して、直接、損害賠償額を請求することができます。

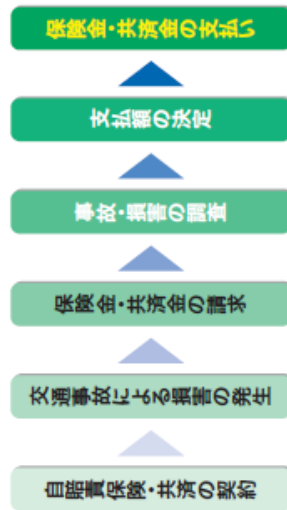
○ 損害の範囲・支払限度額表

損害の範囲	支払限度額(被害者1名あたり)
治療費、文書料、休業損害、慰謝料	最高120万円
後遺障害による損害	●神経系統・精神・臓器障害に著しい損害を認めて介護が必要の場合 臨時介護のとき：最高3,000万円 ●後遺障害の程度により 第1級：最高3,000万円 第1.4級：最高75万円
死亡による損害	葬儀、送金料、慰謝料 (本人および遺族)
死亡に至るまでの傷害による損害	最高3,000万円 最高120万円

◆ 自賠責の契約から支払いまでの流れは…

保険金・共済金は、損害保険会社や共済協同組合から支払われます。国土交通省はその支払いが適正かつ迅速に行われるよう基準を定め、監督しています。

○ 自賠責保険・共済の契約から 保険金・共済金の支払いまでの流れ



◆ 自賠責の有効期限チェック法は…

有効期限が切れていないかチェックしましょう。

排気量250cc以下のバイク(原付)はナンバープレートの特典(ステッカーの色は、有効期限年ごとに異なります)

自動車及び排気量250ccを超えるバイクは車検ステッカーの有効期限をチェック。

◆ ステッカーの貼替え忘れにご注意!!

	自賠責ステッカー	車検ステッカー
ステッカーを貼らずに運行した場合	30万円以下の罰金	50万円以下の罰金
有効期限切れステッカーを表示した場合	20万円以下の罰金	30万円以下の罰金
根拠法令	自動車損害賠償保障法違反	道路運送車両法違反

◆ 自賠責は強制加入です！でも簡単に加入できます

各損害保険会社・共済協同組合をはじめ、クルマ・バイクの販売店などの代理店でも、簡単な手続きで加入できます！
250cc以下のバイクなら、一部のコンビニや郵便局、インターネットでも、簡単な手続きで加入できます！

詳しくは…

<http://www.jibei.jp>
(携帯からも見られます)

QRコード

令和4年4月1日までは適用を停止しましたが、当該日以降は国土交通省のものではありませんのでご注意ください。

◆ 自転車保険について

自転車には自賠責保険・共済に加入できません。
自転車による事故も補償対象とする保険・共済には個人賠償責任保険・共済などがあります。
ご加入希望の方は、各損害保険会社または共済協同組合へお問い合わせください。